

# ● 「船員育成船舶」の概要

居住区域を拡大することにより500G/Tを超過する内航貨物船について

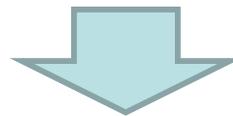
## ～内航未来創造プランに基づく緩和措置～

499G/T型内航貨物船では500G/Tを超過することによる

- ① 乗組基準の厳格化
- ② 設備規程の厳格化

などの規制強化を伴うため、船員育成のための船員室の増室に踏み切れない状況にある。

### 緩和措置



船員の確保・育成のために居住区域を拡大した結果500G/T以上510G/T未満となった船舶について

#### ① 乗組基準について

(甲板部) 通常の乗組基準

職名 トン数	船長	一航士
～499	5級	6級
500～	4級	5級

「船員育成船舶」として確認を受けた場合

職名 トン数	船長	一航士
500～ 509	5級	6級

**499G/T型と同一の乗組基準が適用**

※ 船舶職員法第20条に基づく特例許可による

#### ② 設備規程について

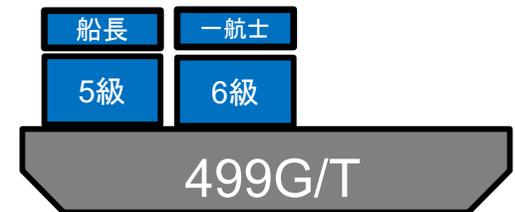
「船員育成船舶」として確認を受けた場合  
**一部設備の免除が可能**

(例) 一般貨物船の場合

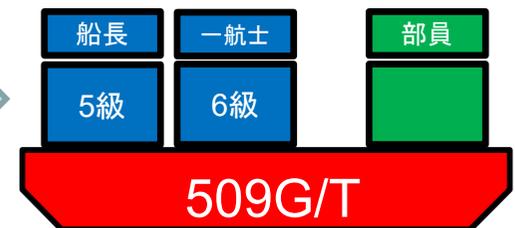
- ・ 固定式鎮火性ガス消火装置
- ・ 固定式高膨張泡消火装置
- ・ 固定式加圧水噴霧装置

機関室の消防設備が免除となる

※ AISなど条約上必要な設備は免除不可



↓ 部員のために船員室を増室



船員の確保・育成のために船員室を設けることにより500G/Tを超過したことが認められる「船員育成船舶」として確認を受けた船舶は**510G/T未満の範囲で499G/T型と同等の基準が適用される。**